

沖縄県北部医療組合組織規則

令和5年4月1日規則第1号

改正 令和5年10月1日規則第11号

沖縄県北部医療組合組織規則をここに公布する。

沖縄県北部医療組合組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者及び会計管理者の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るために必要な組織を定めるものとする。

(臨時又は特別の組織)

第2条 管理者は、臨時又は特別な事務で、この規則で定める組織により処理することが適当でないと認めるものについては、必要な組織を設け、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて当該事務を処理させることができる。

(課及び室の設置)

第3条 事務局（沖縄県北部医療組合事務局に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第3号）第1条に規定する事務局をいう。以下同じ。）に、総務課及び施設整備課を置く。

2 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、出納室を置く。

(分掌事務)

第4条 前条の規定により置く組織の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職及び職務)

第5条 事務局及び出納室に別表第2の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 当面の間、出納室長は事務局長の職にある者をもって充てることとし、出納室の分掌事務については、総務課において行う。

附 則（令和5年10月1日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県北部医療組合組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を發せられない限り、施行日をもって、これらの職に相当する改正後の沖縄県北部医療組合組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

別表第 1 (第 4 条関係)

課及び室	分掌事務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立沖縄北部医療センター及び公立沖縄北部医療センター附属診療所（以下「病院等」という。）の整備運営方針の総合調整に関する事。 (2) 構成団体との連絡調整に関する事。 (3) 条例、規則その他例規に関する事。 (4) 議会及び監査に関する事。 (5) 公平委員会に関する事。 (6) 不服申し立て及び訴訟に関する事務の調整に関する事。 (7) 病院等の指定管理に関する事。 (8) 組織及び職員定数に関する事。 (9) 職員の服務及び身分取扱に関する事。 (10) 職員の給与及び福利厚生に関する事。 (11) 庶務に関する事。 (12) 予算の調整、執行及び決算に関する事。 (13) 負担金（地方交付税相当額）の算定に関する事。 (14) 補助金に関する事。 (15) 企業債及び一時借入金に関する事。 (16) 財産の取得、管理及び処分に関する事。 (17) その他財務に関する事。 (18) 医療従事者の確保及び研修事業に関する事。 (19) 地域の医療機関との連携推進に関する事。 (20) 病院運営（開設）に係る医療法上の手続に関する事。 (21) 指定医療機関の認定及び施設基準に関する事。 (22) 専門研修基幹施設の指定に関する事。 (23) 地域がん診療連携拠点病院の指定に関する事。 (24) 地域救命救急センターの指定に関する事。 (25) 琉球大学地域医療教育センターの設置及び運営に関する事。
施設整備課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 病院等の整備計画に関する事。 (2) 病院等の整備に必要な調査及び設計に関する事。 (3) 病院等の建築工事に関する事。 (4) 病院等建築のための用地購入及び造成工事に関する事。 (5) 病院等の電気設備（映像、音響、火災報知設備等）に関する事。 (6) 病院等の機械設備（空調、給水、排水、消火設備等）に関する事。 (7) 病院等の医療機器及び医療情報システムの整備に関する事。

	(8) 地域住民の理解を得るための調整に関すること。 (9) 病院等の維持修繕に関すること。
出納室	(1) 現金の出納及び保管に関すること。 (2) 小切手の振り出し及び支払通知書の発行に関すること。 (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。 (4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。 (5) 現金及び財産の記録管理に関すること。 (6) 支出負担行為の審査及び確認に関すること。 (7) 決算の調製及び報告に関すること。 (8) 支出命令の審査及び支払に関すること。 (9) 一時借入金及び企業債資金の出納に関すること。 (10) 出納関係公印の保管に関すること。 (11) 出納取扱金融機関に関すること。 (12) その他会計管理者に属する事務に関すること。

別表第2（第5条関係）

職名	組織	職務
事務局長	事務局	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
技術総括	事務局	病院等の整備及び維持管理に関する事務を総括するとともに、総括する事務について事務局長を補佐する。
室長	室	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主査	必要と認める課、室	課、室の特定事務を分掌する。
主任技師	必要と認める課、室	課、室の技術に関する事務を処理する。
主任	必要と認める課、室	事務及び技術に関する一般的業務を分掌する。
主事	必要と認める課、室	一般的な事務を処理する。
技師	必要と認める課、室	一般的な技術に関する事項を処理する。